

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、別添の「R1 企工 川口ダム 魚道検討業務 特記仕様書」のとおりとする。

R 1 企工 川口ダム 魚道検討業務 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、徳島県那賀郡那賀町の一級河川那賀川に設置されている川口ダムにおける、魚道の設置に関する検討を行うものである。

2. 業務内容

1.1. 設計計画

業務の目的・主旨を十分把握し、特記仕様書に示す業務内容を確認し、作業方針を具体化し、業務計画書に業務項目を明記するとともに、業務の内容、人員計画、工程計画等をまとめる。

1.2. 現地踏査

対象施設の状況、計画地点及び周辺の地形、河川の状況、周辺の利用状況など現場条件を現地で確認し、把握、整理して計画を進める上での資料とする。

1.3. 資料収集整理

業務の実施に必要な資料、文献等の収集の他、本計画と同程度の高低差の大きいダムへの魚道設置事例について資料収集を行い、本業務の参考資料とする。

1.4. 魚道形式の検討

1.4.1. ダム諸元

計画対象である川口ダムの諸元は以下の通りである。

- ・ ダム形式 直線重力溢流コンクリート
- ・ 堤延長 182.5 m
- ・ 堤高 30.0 m
- ・ ゲート形式 6 門
- ・ ゲート寸法 高13.8 m×幅13.0 m

1.4.2. 条件整理

魚道を計画するために必要な諸条件（河川条件、対象施設構造、対象魚種、対象流量等）を整理する。

1.4.3. 魚道形式の検討

現地踏査、資料収集整理、及び設計条件整理の結果を踏まえ、対象施設に適した魚道形式を数案抽出し、設置位置、概略構造、及び必要な付帯設備等の検討を行う。

1.4.4. 評価

抽出した案について、現施設への影響、工事費、施工性等について比較検討を行い、本対象ダムへの設置の可能性に対する検討を行う。

1.5. 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- ・ 業務着手時 1回
- ・ 業務中間時 2回
- ・ 成果納入時 1回

1.6. 成果報告書の作成

業務の目的を踏まえ、業務内で検討した項目について取りまとめた成果報告書を作成し、提出する。

成果品の内容、部数は、以下の通りとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4チューブファイル綴じ） 1部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2部